



2020年12月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2100

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社の株主である Effissimo Capital Management Pte Ltd 及び Suntera (Cayman) Limited as Trustee of ECM Master Fund の連名により、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2020年12月17日付「株主総会招集請求書」）（以下「本書面」といいます。）を昨日受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 請求者の概要

Effissimo Capital Management Pte Ltd
Suntera (Cayman) Limited as Trustee of ECM Master Fund
請求者らは、あわせて当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き保有している株主であります。

2. 請求が行われた年月日

2020年12月17日

3. 請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

会社法第 316 条第 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

(2) 招集の理由

本書面の「招集の理由」全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

4. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以 上

(別紙) ※ 本書面の記載のままです

当社の第 181 期定時株主総会が公正に運営されたか否かについて不透明な状況が生じておりますが、これに関して、実態が明らかにされておられません。当社の 2020 年 9 月 18 日付適時開示「第 181 期定時株主総会における議決権行使の集計について」によれば、第 181 期定時株主総会前日までに持ち込まれた議決権行使書面 1,139 枚が有効な議決権として集計されていないとのことです。これについては、当社の議決権行使集計業務を受託している三井住友信託銀行が議決権行使期限日に受領した議決権行使書面を集計対象外とする不正な処理を行っていたことが説明されており、同行は金融庁から報告徴求命令を受けるという事態になっております。さらに、報道や私どもが議決権行使書面等の閲覧謄写を行ったところによると、当社における議決権行使の集計に関しては、これだけでは説明のつかない不自然な点が数多く存在しております。

また、第 181 期定時株主総会において、一部の株主が圧力を受け議決権行使を行わなかったことや、議決権行使助言会社が圧力を受けたことについても報道がなされています。この点に関して、私どもにおいても、当社の主だった株主数十社に質問を行いました。実際に、圧力により議決権行使を行うことを断念した株主が存在していることを確認いたしました。このような状況を踏まえ、私どもは、当社経営陣に対して、独立した委員のみで構成される第三者委員会を設置し、第 181 期定時株主総会が公正に運営されていたのかを調査して事実関係を明らかにし、公正に運営されていなかった場合には、その原因を究明すると共に、再発防止策を策定することを要請しました。しかしながら、要請から約 3 か月が経過したものの、当社は第三者委員会の設置を行いませんでした。

議決権行使は株主にとって最も基本的な権利であり、議決権が行使される場である株主総会の公正な運営は株式会社制度の根幹をなすものです。当社において本来有効である議決権行使書面が有効な議決権として集計されていないことや、不当な圧力により株主が意図した議決権の行使を断念したことなどが事実だとすれば、株主にとって最も基本的な権利が否定されていることにほかならず、このような状況は到底許容することはできません。私どもは、当社における公正な株主総会の運営を担保するための透明性を確保するためには、当社経営陣から独立した調査者による調査を行うことにより、このような不透明な状況の実態を明らかにする必要があると考えるに至りました。そして、これらの調査は株主総会の運営に関する調査であることから、当期（第 182 期）に係る定時株主総会までに調査を完了すべきと考えられるため、この度、臨時株主総会の招集を請求し本議案を提案することとしました。

本議案に関して、会社法第 316 条第 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の候補者である前田陽司氏、木崎孝氏及び中村隆夫氏は、いずれも弁護士として十分な専門性や経験を有しており、当社経営陣のみならず私どもからも独立した調査者として、公正かつ客観的に実態解明に取り組んでいただけるものと考えられます。なお、本議案が可決された場合、調査者の調査結果については、その後開催される株主総会（当期（第 182 期）に係る定時株主総会となることを見込まれます）において、当社株主の皆様へ報告されることとなります。

当社株主の皆様におかれましては、議決権行使という株主にとって最も基本的かつ重要な

権利を守り、今後の株主総会の公正な運営を担保するための透明性を確保するという本議案の意義についてご理解賜りますようお願い申し上げます。